



そうま市民の会
浦島勇一 議員
が問う！

県において損害賠償事務等の
窓口として、統括・推進すべき！！

東京電力ホールディングス株式
会社への行政損害賠償について

東京電力福島第一原子力発電所事故から15年が経過したことを受け、中間的な統括として尋ねる。福島県のまとめによると、令和7年度末時点、三島町を除く県内58市町村の請求額は1,666億6,050万円に上り、東京電力ホールディングス株式会社からの支払額は1,051億6,446万円であり、支払率約63%となっている。このことを受け、本市の請求状況なども含め、東京電力ホールディングス株式会社への行政損害賠償について問う。

Q. 令和7年度までの請求状況について問う。

A.

市は、顧問弁護士との指導のもと、福島第一原子力発電所事故に起因する対策や事業に要した費用の総額から、国県支出金などの特定財源を除いた額を、損害賠償金として東京電力ホールディングス株式会社へ請求している。

原子力災害事故後の平成23年度から令和7年度までの請求総額及び支払われた賠償金の総額は、請求総額が約6億4,000万円、支払われた賠償金の総額は、約2億5,000万円である。

また、請求総額のうち、原子力損害賠償紛争解決センターに和解の仲介申立てをした額は、約2億7,000万円で、そのうち、和解に至った金額は約6,000万円である。

Q. 未払い金額とその対応について問う。

A. 令和7年度末時点における東京電力ホールディングス株式会社へ請求しているものの、未だ支払いのない賠償金の総額は、約3億9,000万円である。

未払金への対応については、これまでの他自治体等の交渉事例や原子力損害賠償紛争解決センターの判例などにより、提出書類が緩和されるなど、支払い基準が見直されたケースもあるため、該当する場合は、速やかに支払いとなるよう手続きを進めていく。

市としては、未払金については、全額支払われるべきものであると考えており、市の顧問弁護士とも相談した上で、今後も粘り強く交渉を進めていく。



動画は
↑こちらから↓



にじ
横山和雄 議員
が問う！

持続可能な除草体制の構築を！！

市内道路等における除草
について

少子高齢化による人口減少が進む本市において、今後、除草作業に従事する担い手不足や高齢化、さらには円安や原油高の影響による物価高騰・人件費の上昇により、維持管理費が増加し、従来どおりの管理体制を維持することが困難になるのではないかと懸念している。今後も安全で良好な環境を保つためには、効率的かつ持続可能な除草管理体制の構築が必要であると考え、持続可能な除草管理をどのように実現していくのか、市の見解を伺う。

Q. 今後の除草管理の持続性について伺う。

A.

高齢化や人口減少が進行する現状において除草管理体制の持続性を確保することは喫緊の課題である。市内でも担い手不足が進む中、地域住民による除草作業の負担が年々大きくなっており、これに対応する必要性を強く認識している。

市は、これまで市道整備の拡充に伴い、除草作業の業務委託区間を拡大するとともに、労務費の上昇に応じた予算を確保し、除草管理の維持・強化に努めてきた。

本年度は除草管理費として約1,700万円を計上しており、これは、10年前の平成28年度、約400万円の4.2倍、5年前の令和3年度、約700万円の2.4倍に相当する。年々、予算を増額し対応している状況であるが、今後の高齢化や人口減少に伴う持続的な財政運営を考えると、対応が困難となる懸念がある。

こうした状況において、福島県では令和2年度から「除草機械貸与制度」を創設し、地域住民による除草作業の効率化を支援している。この制度により負担軽減への効果が期待されているところであるが、貸与可能な機械台数が少ないなど課題も残されているため、引き続き福島県に制度拡充を要望していく。

市としては、持続可能な除草管理体制を確立できるよう、地域住民との連携を深めることはもとより、国や県、他自治体の先進事例を参考にしながら、実効性の高い除草手法や管理手法を検討のうえ、可能な範囲で、できる限り対応していく。



動画は
↑こちらから↓



無党派
高橋利宗 議員
が問う！

高齢者が安心して住み慣れた
地域に住み続けられる
環境整備を！！

高齢者にやさしいまちづくり
について

近年、全国的に高齢者の社会的孤立が深刻化している。本市においても、高齢者単独世帯の増加や地域力の低下により、孤立や孤独死への不安が高まっている。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境を整備するため、市がどのように取り組んでいるのかについて伺う。

Q. 高齢者の見守りの現状について伺う。

A. はじめに、民生委員による実態調査で把握している、一人暮らし高齢者の過去3年間の状況は、令和5年が850人、令和6年が861人、令和7年が793人。また、高齢者のみの世帯の過去3年間の状況

は、令和5年が585世帯、令和6年が581世帯、令和7年が627世帯となっている。

次に、高齢者の見守りについて、過去3年間の利用者数は、地域ボランティアである「ひまわり会」による声かけ訪問サービスでは、令和5年度が55人、令和6年度が53人、令和7年度が45人。配食サービスでは、令和5年度が80人、令和6年度が68人、令和7年度が71人。緊急通報システムでは、令和5年度が84人、令和6年度が84人、令和7年度が86人である。

市としては、一人暮らし高齢者等が、できる限り、住み慣れた地域の中で、自分らしく暮らし続けることができるよう、これらの見守り体制を継続していきたいと考えている。

Q. 高齢者の見守りの今後の取組みについて伺う。

A. 市は、核家族化や地域コミュニティの希薄化等が進む中、高齢者の孤立を防ぐために、地域や市、社会福祉協議会、介護サービスなどの繋がりを持つことが必要と考えている。特に、現在、16団体が活動しているひまわり会など、きめ細やかな対応ができる地域ボランティア活動が今後さらに重要である。しかし、こうしたボランティア活動においては、参加者の減少やスタッフの高齢化という課題に直面しており、活動が難しいことが課題である。

そのため、市は広報そうまやホームページを通じてボランティア募集の周知、行政区長や関係機関・団体を通じて参加の呼びかけを行っていきたいと考えている。また、現在把握できない、潜在的に見守りが必要な高齢者が一定数いると思われるため、行政区長や民生委員などと協力して、その把握に努め、高齢者にやさしいまちづくりを進めていく。



動画は
↑こちらから↓